

別紙 報告

はじめに

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、令和2年職種別民間給与実態調査において、特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、8月17日から9月30日までの期間に実施した調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果をとりまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員（企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（新規学卒の採用者等を除く。）の平均給与月額は、表 - 1 のとおりであり、382,089 円となっている。

表 - 1 行政職員の平均給与月額

給 料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
337,472 円	21,651 円	8,373 円	8,628 円	5,824 円	141 円	382,089 円

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。
2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）を含む。
3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員。

2 民間給与の現状

職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,185 のうち 253 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 9,245 人について、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、78.3%と高いものとなっている。

初任給の状況

本年の職種別民間給与実態調査により把握した民間事業所における初任給の改定状況は、表 - 2 のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 30.9% (昨年 33.8%)、高校卒で 31.0% (同 31.7%) となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 35.0% (同 46.3%)、高校卒で 39.7% (同 44.0%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 63.0% (同 53.7%)、高校卒で 58.3% (同 54.5%) となっている。

表 - 2 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据 置 ぎ %	減 額 %	
大学 卒	規 模 計	30.9	(35.0)	(63.0)	(2.0)	69.1
	500 人以上	36.2	(49.8)	(46.5)	(3.7)	63.8
	100 人以上 500 人未満	35.5	(15.3)	(84.7)	-	64.5
	50 人以上 100 人未満	6.9	(50.0)	(50.0)	-	93.1
高 校 卒	規 模 計	31.0	(39.7)	(58.3)	(2.0)	69.0
	500 人以上	32.8	(52.0)	(43.9)	(4.1)	67.2
	100 人以上 500 人未満	33.6	(31.4)	(68.6)	-	66.4
	50 人以上 100 人未満	20.7	(16.7)	(83.3)	-	79.3

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

3 本年の月例給に関する職員と民間従業員の給与比較

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年 4 月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表 - 3 のとおりであり、民間給与が職員の給与を 1 人当たり 101 円 (0.03%) 上回っていることが明らかになった。

表 - 3 公民給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
382,190 円	382,089 円	101 円 (0.03%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

4 物価及び生計費の動向

本年 4 月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は、昨年 4 月に比べ、全国で 0.1% 上昇しているのに対し、水戸市では 0.3% 下落している。

また、本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年 4 月の水戸市(調査対象世帯数 96 世帯)の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 136,860 円、158,262 円及び 179,658 円となっている。

5 給与制度等をめぐる動向

国の動向

人事院は、本年 10 月 28 日、国会及び内閣に対し、職員の給与について、「民間給与との較差(0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。」とする報告を行った(巻末掲載)。

都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を 100 とし、ラスパイレス方式で比較したところ、平成 31 年 4 月 1 日現在、本県のラスパイレス指数は 101.0 (地域手当補正後は 99.7) である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表 - 4 のとおりとなっている。

表 - 4 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
団 体 数	4 団体	7 団体	14 団体	17 団体	5 団体
団体数(地域手当補正後)	7	9	15	13	3

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

月例給については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、公民較差等に基づく改定を行わないこととする。